

51. 市町村合併に伴なう市町村名称および市町村役場立地の変化に関する研究

A Study on the Change of the Cities, Towns and Villages Name and Location of the Cities, Towns and Villages Office with Accompanying Consolidation of Municipalities

齋藤和弘^{*}・木下 光^{**}・丸茂弘幸^{**}・安藤 愛^{***}
Kazuhiro Saito, Hikaru Kinoshita, Hiroyuki Marumo and Ai Ando

This study aims to clarify the various aspects of the local identity which appears in the case of consolidation of municipalities. Through the analysis of the change of the cities, towns and villages name and location of the cities, towns and villages office, the following points became clear.

(1) Most of the cities, towns and villages names were derived from historic place names and had been used as much as possible historically. (2) The cities, towns and villages office is so important that the issue of name influences its location in the case of consolidation of municipalities. (3) Neighborhood participation has resulted in the new type of the name which is different from old cities, towns and villages name recently.

Keywords : consolidation of municipalities cities, towns and villages name Cities, towns and villages office local identity
市町村合併 市町村名称 市町村役場 地域アイデンティティ

1.はじめに

1-1 研究の背景

近年、市町村合併に関する議論が注目を集めている。特に平成12年4月に地方分権法⁽¹⁾が施行されたこと、同年同月に介護保険制度が実施されたこと、および全国的な地方公共団体や国における財政状況の逼迫が市町村合併の機運を盛り上げていると言える。しかしながらこの機運にも関わらず、地方自治の主体であり住民にとって最も身近な行政団体である市町村の合併の際には様々な議論が現れ、国・都道府県・該当市町村の意図に加えて地域住民の利益や主張が絡む複雑な様相を呈しており、合併の推進には困難を極めているのが現状と言えよう。

この合併論議の中で特に重要とされる議題として、(1)合併の期日(2)新市町村の名称(3)新市町村役場の立地という三つの合併基本項目が挙げられる⁽²⁾。これは(1)の期日には議員・首長任期が絡む問題があり、(2)(3)の新市町村名称および新市町村役場立地には地域の利便・発展と地域のアイデンティティの問題が色濃く顕れる議題だからであるが、本研究では客観的な現象が顕れる(2)(3)を対象として議論する。

1-2 研究の目的

市町村合併問題に関しては行政効率等の最適化を図る最適規模論などで議論が活発であるが、本研究では市町村合併によって市町村名称および市町村役場立地がいかにして変化し、また失われた名称が現在どのような形で残っているかを見ることにより、市町村合併がもたらす地域の利便とアイデンティティとの関係の諸相を明らかにするものである。

1-3 研究の方法

まず第2章では公官庁等が公開している各種統計や毎年の日本分県地図を比較することにより、全国的に市町村合併およびそれに付随する名称・役場立地変遷と動向を概観する。第3章では大阪府域において地名辞典や各市町村史等に記載されている過去の情報と、郵便番号や学校名簿等現在の情報を比較することにより市町村合併で失われた旧市町村を名称と役場立地の面から調査し過去に行われた市町村合併の結果としての現況を見る。これらを踏まえた上で、新聞等の報道を主な情報源として具体的な市町村合併事例において旧地域それぞれの主張や新市町村としての主張がいかに議論され、名称や役場立地が決定されていくかを見るものとする。

2.全国的に見た市町村名称変更と役場立地の傾向

2-1 市町村合併の全国的動向

市町村合併の経緯を見ると①明治の大合併期、②昭和の大合併期、③自主的合併推進期、④「地方主導による合併」の模索期という4つのエポックに分けられる⁽³⁾。①～③期はいずれも国主導の合併であるが、①②期については国が先頭に立って合併を強力に推進したのに対し、③期の場合、地方の自主的取り組みを大幅に取り入れた点が異なる。その後昭和60年代に地方分権が言われるに伴って④期に入り、地方主導の合併の傾向が強まりつつある。また現在、平成の大合併期に入っていると言われるが、これは主に国家的・地方的な財政危機を受けるものであり、市町村合併を検討する関係市町の数は2026、全市町村の63%が関与していることになる⁽⁴⁾。

*正会員 福岡市役所 (Fukuoka City Office) **正会員 関西大学工学部建築学科 (Kansai University)

***学生会員 関西大学大学院工学研究科建築学専攻 (Kansai University)

表1 全国市町村数の変化

	市	町	村	計	備考
①	明治21	—	71,314	71,314	
②	明治22	39	15,820	15,859	市制町村制施行
③	大正11	91	1,242	10,982	12,315
④	昭和28	286	1,966	7,616	9,868 町村合併促進法施行
⑤	昭和31	498	1,903	1,574	3,975 新市町村建設促進法施行
⑥	昭和36	556	1,935	981	3,472 新市町村建設促進法一部失効
⑦	昭和40	560	2,005	827	3,392 合併特例法施行
⑧	昭和50	643	1,974	640	3,257 市町村合併特例法一部改正施行
⑨	昭和60	651	2,001	601	3,253 市町村合併特例法一部改正施行
⑩	平成7	663	1,994	577	3,234 市町村合併特例法一部改正施行
⑪	平成10	670	1,994	568	3,232
⑫	平成11	671	1,990	568	3,229
⑬	平成13	670	1,998	566	3,224

2-2 市町村名称の変更と役場立地の傾向

昭和40年に制定され、平成7年に改訂された「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」は近年の市町村合併に於ける新市町村名称および新市町村役場立地の決定に大きな影響を与えている。両議題の決定過程や住民の関与などの規定をまとめており、市町村合併のマニュアルとも言える内容だからである。この合併特例法によると、そもそも合併には編入合併と新設合併の2種類⁽⁵⁾があり、財政的な配慮や合併後の議員の扱いが異なる。編入合併は圧倒的に規模差のある場合に適用されることが多く、新設合併は規模差が少ない場合行われることが多い。新設合併の場合には新市町村名称および新市役所役場立地は合併協議会など規定の法定協議会や任意協議会⁽⁶⁾で決定される。以下に昭和59年以降の例を示す⁽⁷⁾が、地政学的な固有の条件が境界線と市町村役場立地からもうかがえる。

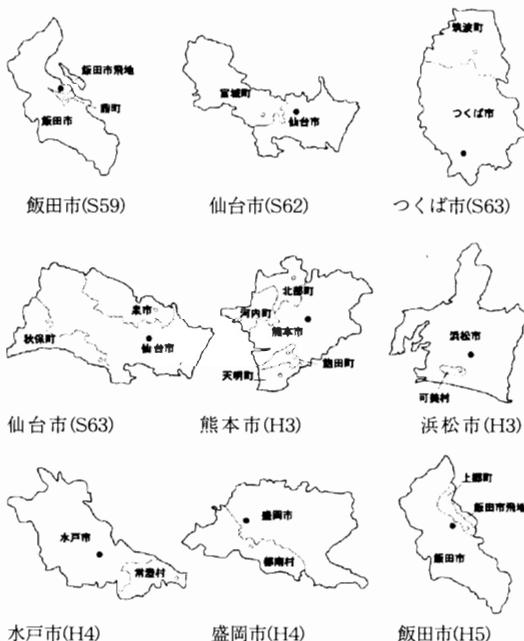
図1 昭和59年以降の編入合併の事例
(○旧市町村役場 ●新市町村役場)

図1は編入合併の事例である。新市町村名称や新市町村役場は編入先の名称および役場がそのまま使用されることが原則であるが、鹿嶋市の例のように鹿島町から文字を変え、新市としての配慮が見られる事例も存在する。

図2 昭和59年以降の新設合併の事例
(○旧市町村役場 ●新市町村役場・旧役場利用 ★新市町村役場・新設)

一方、図2は新設合併を行った事例である。市町村名称の変更については、旧市町村の一つがそのまま新市の名称となったものと、旧市町村名を残さず新たに名称を決めるものの2種類が見られるが、特に後者の事例が増える傾向にあり、さらにひらがな⁽⁸⁾を使用するなど、できるだけ旧区分にとらわれない名称を使う事例が増加している。市町村役場立地に関しては人口密集地や交通要所など新市町村を代表する場所に置かれることが多く、各合併事例個別の条件で決定される。しかし後の2-3で詳細を述べるが、近年の合併事例では旧市町村役場跡地にも支所等の行政補助施設が設置されるなど、旧市町村域への配慮を強める傾向にあると言える。総じて近年の市町村合併事例からは、旧市町村名称を引き継がない新たな名称と旧市町村を遍く押さえる行政補助施設によって、合併を成すいずれかの旧市町村の存在感が新市町村において突出することを避ける傾向が見て取れる。

2-3 旧市町村役場の跡地利用

2-2で採り上げた昭和59年以降の事例において旧市町村役場の利用形態は表2・表3の通りである。

先にも述べたが全て支所や行政センターあるいは区役所等の行政補助施設として利用されており、編入合併・新

設合併の別はない。合併による行政サービスの疎遠化を防ぐ狙いもあるが、飯田市役所と鼎支所のように僅か1kmの距離しかない近距離でも支所としての利用が見られ、特に西東京市の事例においては、一応の代表を旧田無市役所としながらも、旧保谷市役所も「市役所」と位置づけ、ほとんどの行政サービスを受けることができるなど、極めて旧区分住民に対する配慮が感じられる。

また過去の事例では文化施設や地域コミュニティセンターなどに転用されているものも見られる。

表2 昭和59年以降の新設合併事例における旧役場跡地の利用

新市町村名	合併年	合併市町村	新役場の位置	旧市町村役場の現在
つくば市	昭和62	桜村・谷田部町・豊里村・大穂町	谷田部町(新設)	桜支所・豊里支所・大穂支所
北上市	平成3	北上市・和賀町・江釣子村	北上市	和賀支所・江釣子支所
ひたちなか市	平成6	勝田市・那珂湊市	勝田市	那珂湊総合支所
あきる野市	平成7	秋川市・五日市町	秋川市	五日市支所
篠山市	平成11	篠山町・西紀町・丹南町・今田町	篠山町	西紀支所・丹南支所・今田支所
西東京市	平成13	田無市・保谷市	田無市	市役所田無庁舎・市役所保谷庁舎
さいたま市	平成13	浦和市・大宮市・与野市	浦和市	大宮総合行政センター・与野総合行政センター

表3 昭和59年以降の編入合併事例における旧役場跡地の利用

新市町村名	合併年	合併市町村	新役場の位置	旧市町村役場の現在
飯田市	昭和59	飯田市・鼎町	飯田市	鼎支所
仙台市	昭和62	仙台市・宮城町	仙台市	宮城区役所
つくば市	昭和63	つくば市・筑波町	つくば市	筑波支所
仙台市	昭和63	仙台市・泉市・秋保町	仙台市	泉区役所・秋保区役所
熊本市	平成3	熊本市・北部町・河内町・鍋田町・天明町	熊本市	北部総合支所・河内総合支所・鍋田総合支所・天明総合支所
浜松市	平成3	浜松市・可実村	浜松市	可美市民サービスセンター
水戸市	平成4	水戸市・常澄村	水戸市	常澄支所
盛岡市	平成4	盛岡市・都南村	盛岡市	都南総合支所
飯田市	平成5	飯田市・上郷町	飯田市	上郷支所
鹿島市	平成7	鹿島市・大野村	鹿島町	鹿島市大野支所
新潟市	平成13	新潟市・黒崎町	新潟市	黒崎支所
潮来市	平成13	潮来町・牛堀町	潮来町	牛堀支所

3.大阪府域における新市町村名称の由来と旧名称の残存形態

3-1 新市町村名称の由来

大阪府域で明治の大合併以降に合併が行われた件数は435件あり、そのうち新設合併によるものは323件である。また改称したものは15件である。この新設合併した事例と改称した事例の338件を新市町村名称の由来で分類したのが表4である。

古くから伝わる地名にちなんで新市町村名称を採用する例「地名」「地名・方位」が非常に多い。奈良時代から鎌倉時代に設けられた荘園の名前や、著名な歌枕になっている山河などは該当地域共通の誇りとなっていることが多く、他の競合市町村の名称でもないので反論が出にくいと思われる。

[]内の数値は明治22年4月の市制町村制施行時の旧市町村の例数であるが、これに注目して見てみると明治23年以降の例では「地名」「地名・方位」の全体に占める比率が減少しているのが分かる。替わって「代表」「依存」等の例が増加し、名称決定の由来が多様化していることを示している。

表4 新市町村名称の由来別分類

分類	説明	例数	例
地名	歴史的な地名や内に含む山川の名前を新市町村名として採用する場合	106	穴師村 [96]
地名・方位	歴史的な地名に東西南北や上下など方位を表す字を冠して採用する場合と冠称を廃する場合	64	西鳥取村 [56] 東鳥取村 田原村
代表	合併した市町村のうち最も有力であったり、地域を代表するような地名を伴っている市町村の名称を新市町村名として採用する場合	75	小曾根村 [61]
合成	合併する市町村名に伝わる地名の一部や全部または合併する市町村名の一部や全部を合成して新市町村名として採用する場合	15	豊津 日根市村 [9]
依存	大都市など全国的に著名な名称に東西南北などの方位を表す冠称を付ける場合	4	南大阪町 [0]
復活・移行	旧市町村名や地名が復活したり、そのまま用いられる場合	9	藤井寺村
その他・不明		65	

[]内は明治22年4月1日の合併例

また現在大阪府域に存在する市町村は44あるが、明治22年の市制町村制施行直後と比較を図3に示した。この44市町村の名称が最初に町村名として発生した年代別に分類したもののが表5である。これによると7割もの市町村名は

明治22年以前に発生しており、その名称を脈々と受け継いでいる。このことから現在見られる市町村に関しては「代表」による合併を繰り返してきた例が圧倒的に多いことが分かる。

また「代表」に分類されるものの内、名称を代表した旧市町村域に新市町村役場が設置されたかどうかで分類した

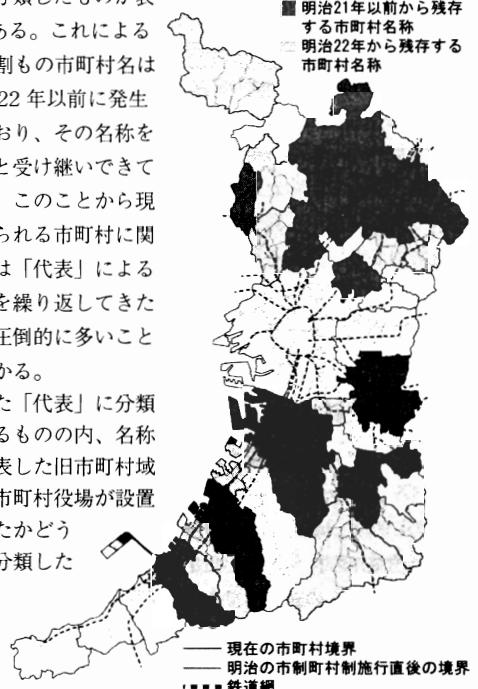


図3 明治22年市制町村制施行直後と現在の大阪府の市町村

ものが表6である。新市町村名称が旧市町村名称の一つをそのまま採用する際、多くは名称を採用された旧市町村域に新市町村役場を設置する傾向が見て取れる。

表5 現在まで残る市町村名称の町村名としての発生時期

明治21年以前	明治22年	明治23年以降	全体
16(36%)	15(34%)	13(30%)	44(100%)

表6 新市町村名称と新市町村役場の関係

代表市町村に設置	代表市町村以外に設置	不明	計
47(63%)	13(17%)	15(20%)	75(100%)

3-2 消滅市町村名称の地名における残存

当節で扱う地名とは字など住居表示に現れる地名を指す事とする。大阪府域において新設合併によって消滅した市町村（旧村含む）は1468、編入合併によって消滅したものは149ある。（改称によるものは16）この旧市町村名が現在町名・字名等の地名にどの程度残されているかを下の表7に示す。

このように実に7割の失われた市町村名が地名として現存している。また旧村の方がそれ以外に対して残存の比率が高い。これは旧村区分の規模が住居表示という地域のまとまりを表現するのに適切な規模であり、旧村が江戸時代からの自然村としての伝統を有していることを示す結果と考える。

表7 旧市町村名称の地名における残存

	残存	一部残存	なし	計
旧村	898(65%)	155(11%)	322(24%)	1375(100%)
旧村含まず	146(37%)	66(17%)	180(46%)	392(100%)
計	1044	221	502	1767

「旧村」とは明治22年市町村制施行直前に存在した村を指し、「旧村含まず」はそれ以後に成立した市町村を指す。

3-3 消滅市町村名称の学校名における残存

前節において明らかとなった消滅市町村名の中にも施設名や地元住民から非公式に呼ばれる通称などの形で残されているものが多く見られる。小学校・中学校・高校を例にとって、前節で挙げた失われた市町村名の内小中高校の名前として残存している数を図4に示す。

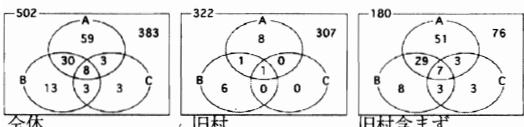


図4 旧市町村名の小学校・中学校・高校に於ける残存の詳細

(A:小学校名に於ける残存数 B:中学校名 C:高校名)

同一の消滅市町村名を残した小中高が現れるため、重複分をまとめたものが表8である。

このように旧村では僅か5%のみに留まっている名称の残存率が、旧村を含まない場合には58%にのぼっている。最初の小学校令およびその制度は明治19年に公布されたものであるが、小学校制度の整備は明治23年

の小学校令改正にはじまる後の改革を待たなければならぬ。この為、明治22年に消滅した旧村の名称が現在の小学校名に残っている例が少ないと見える。

また中学校では小学校より広い範囲を学区とし、残存の対象となる広い範囲を示す旧市町村名の数が少ない。このため中学校単独での残存は僅かであるが、小学校とのセットでは多くの事例が見つかる。高校では残存は僅かな事例に留まっている。特に地域運動会や防災演習に利用されるなど地域活動の拠点として機能する場合が多い小学校に関して多くの残存が見られる。

表8 旧市町村名の小・中・高校における残存

	残存	なし	計
旧村	16(5%)	307(95%)	322(100%)
旧村含まず	104(58%)	76(42%)	180(100%)
計	120	383	502

4.市町村名称および市町村役場立地の決定プロセス

本章はこれまでの統計的な考察では汲み取れない要素を見るものである。考察の焦点として①名称や役場立地の決定プロセスが典型的である東かがわ市から、そのプロセスの詳細を、②合併市町村の勢力に大きく影響を受けたさぬき市から、新市町村役場立地決定の背景にある勢力差の影響を、③過渡的ながらも住民意向を積極的に取り入れた西東京市から、住民意向の意義と問題点を、④中心の旧篠山町が支配的な合併であった篠山市から、旧地域の保存運動を取り上げるものとする。

4-1 市町村名称および市町村役場立地の決定手続とその詳細および合併市町村勢力差の影響～東かがわ市とさぬき市の事例を通して～

香川県大川郡8町は当初8町新設合併を目指して合併論議が行われたが、議論の結果西部5町（津田・大川・志度・寒川・長尾町）は平成14年4月にさぬき市、東部3町（引田・白鳥・大内町）は平成15年4月に東かがわ市として合併される。市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）では合併しようとする市町村は、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成やその他合併に関する協議を行うための協議会を設置するとしている。通常、新市町村名および新市町村役場立地の決定では独自の議題を検討する小委員会を設置し、そこでまとめられた案を協議会に提出、承認を得るという手続を経る。



(数字は平成12年の人口)

○旧市町村役場 ●新市町村場

新市役所立地は中央に位置する白鳥町で大きな議論な

く進展した。新市名称に関しても大内・白鳥・引田の旧名称を含まないことを早い段階で示したため、比較的簡単に決定している。町単位での地域のアイデンティティのぶつかり合いは他地域と比較して軽微な印象が強いが、当地域は香川県のあるいは四国の東部に位置するという感覚の共有が強く見られ、東かがわという名称を選定する要因となっている。

香川県大川郡 8 町合併を妨げた最大の要因は、志度町・長尾町の強力な反対である。8 町合併が現実となった場合、この両町は新市の西端に位置する事となり地理的不利は否めない。実際に 8 町合併後の新市の新市役所立地は中央に位置する大内町が有力であると見なされていた。8 町合併が破談となった後、西部 5 町合併の協議では人口の多い志度町・長尾町が有利に主導的立場を発揮しており、新市最北端の志度町役場を新市役所として⁽⁹⁾、合併協議会会長は長尾町が担当している。(図 4)

このように新市町村役場立地は、地理的な要因のみならず各市町村の力関係に大きな影響を受ける。当事例の場合では合併枠組みの変化に伴って力の均衡が大きく変化し、特に新市役所立地に影響を与えていくと言えよう。

4-2 住民意向の影響～西東京市の事例を通して

西東京市は平成 13 年に東京都田無市・保谷市が合併して成立した。当事例において特筆すべきことは両市の市民から住民投票の必要性が強く呼ばれた点にある。結局、住民投票は行われなかったものの代替措置としてアンケートが行われ、合併に反対する声が過半数となった場合には、協議を白紙に戻すことを視野に入れた「住民投票」ともいえる内容であった。旧市域の勢力が拮抗している場合、名称や役場立地等の基本項目の合意も取りにくく。当事例は行政や政党主導の合併であるにも関わらず住民意向の確認なしでは合併自体すら進展できなかっことが分かる。また同アンケートにより調査された新市名称案で最多得票を得た「西東京市」の名称が採用され、前述のように旧市役所双方に大幅な業務を残すなど極めて旧市域を意識した合併と言えよう。結果、行政効率の面からも合併の意義が疑われ、数百年来⁽¹⁰⁾の地名である田無・保谷の名称が共に市町村名称としては失われる結果となった。

4-3 旧市町村域の保存～篠山市の事例を通して～

篠山市は平成 11 年に兵庫県多紀郡の 4 町（篠山・西紀・丹南・今田町）が新設合併して成立した。総人口は

計 47000 人であり、当初は「篠山町」として発足する予定⁽¹¹⁾だったが、合併に限り人口が「4 万人以上」なら市に昇格できる市町村合併特例法が平成 10 年末の国会で成立し、その第一号になった。

篠山市成立における協議会進行は表 10 の通りである。

表 10 多紀郡 4 町合併に於ける合併協議会の流れ

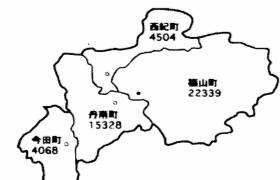
第2回協議会	名称は「篠山を入れた名称」に協議方針を決定
第3回協議会	名称決定の手法を小委員会（町長・議長で結成）に委託する
第1回小委員会	「篠山を入れた名称」で住民のアイデア募集決定
第4回協議会	小委員会での調整方針（アイデア公募の方針）を承認
第6回協議会	アイデア募集の結果報告
第7～8回協議会	継続協議（名称決定の難航）
第3回小委員会	小委員会を休会し町長会を開催する事を決定（議長を外す）
町長会	新町名を「篠山町」とすることで決定
第10回協議会	「篠山町」の名称を承認

この篠山市の場合では識者等で構成される合併協議会が絶対的な力を持っておらず、町長会という密室で決定されたという感が残る。この事例のように合併市町村の内の一つの名称を新市に引き継ぐ場合（実質的に編入合併に近い）、その他の市町村の反論も強く相当の実力差がないと成立しにくいことが想像できる。

特に今田町の反論は強く、今田住民は原則非公開で進める行政主導の合併に危機感を抱き、合併調印直前に合併延期署名を提出するという抵抗も見せている。これは「元来、百姓一揆は今田から」と言われるように、城下町だった旧篠山町とは歴史的に確執がある土地柄が影響していたと思われる⁽¹²⁾。

これらの状況を背景として今田町の地域アイデンティティを残そうとする動きは今田町商工会を中心に活発に見られる。特に毎年秋に

開かれる「丹波陶器まつり」がその好例であろう。この祭では地元の窯元たちが陶器で障害者向けの福祉食器を展示するなど独自の地域振興策を打ち出そうとしている。



○旧市町村役場 ●新市町村役場

5.まとめ

市町村合併は明治期以来いくつかの大合併期を経ており、現在平成の大合併期が訪れつつあるが、国家主導の大規模かつ強行だった合併から地方主導の自主的な合併へとその性格を変えてきている。

本研究は、大阪府における歴史的变化及び全国における市町村合併の事例を分析した上で、幾つかのケーススタディとして名称及び役場立地の決定プロセスをみてきた。その結果、以下のことがまとめられる。

- (1) 大阪府の合併において、市町村名称の由来は歴史的な地名に基づいたもの（4割）や旧市町村名を継承したもの（2割）など7つに分類することができ、歴史的でない地名や旧市町村名が守られてきたといえる。現在、大阪府に存在する市町村名称の7割は明治22年当時、市町村名として存在したものである。また、合併の際、消滅した市町村名称は字名として6割、学校名として3割が現在も残っており、地域のアイデンティティとして、大切する動きがみられた。
- (2) これに対して、近年の事例では全国的に新市町村名称はひらがなを用いるなど旧市町村名称にとらわれない新しいイメージを持つものが選択される傾向にある。
- (3) 役場立地は人口密集地など新市町村を代表される場所に置かれるが、特に名称決定の際に旧市町村名称の内一つをそのまま継承する場合、その名称を持っていった旧市町村域内に新市町村役場が作られることが多く、大阪府の場合、事例の6割をそのケースが占めた。
- (4) これに対して、近年の事例では旧市町村役場は旧市町村および旧区分の住民に配慮する結果、支所というかたちで行政補助施設として利用される場合がほとんどである。合併する市町村の勢力が拮抗していた西東京市の場合、市役所が二つになるという結果を生んでいる。
- (5) 決定プロセスをみていくと、市町村名称や役場立地は合併市町村の勢力分布に大きく影響を受けていることがわかる。このため、各市町村が自らを有利にする試みや何らかの形で地域のアイデンティティを残そうとする動きがみられる。
- (6) 市町村名称や役場立地を決定する際、そのプロセスをより透明にし、住民の意向を尊重しようとする傾向が強まりつつある。この場合、事例数が少ないものの民意による多数決によって、どの旧市町村名称も残らないという結果につながっている。

全体として、役場に関してはこれまで以上に旧市町村域を考慮した体制が取られているのに対し、名称に関しては旧市町村名称に対してこだわりを見せない姿勢が見えてくる。これらは双方共に旧市町村域の平等をはかった結果であろう。どこか一つの名称が代表してしまうよりは新名称を考案した方が無難であり、行政効率を無視して旧市町村域全てに支所等を設置することも同じである。この最近の傾向は国はとして早急な合併を求められながら、地方主導・住民主導の推進を必要とするという

矛盾の結果と考えられる。

本来市町村名は人々が所属する場所を示すものとして人々の生活に密着し、地域社会のアイデンティティ、すなわち住民意識の基本になるものである。また市町村役場は地域のまとまりが公的な意味で成立し、機能していることを表すシンボルとしての意味を持つ。たとえ市町村合併が最適規模や生活圏への適合を求めるものであるとしても、合併の際には抵抗や名称・役場立地などを巡る駆け引きが生じる。これは地域アイデンティティがもたらす動きであり、地域アイデンティティの存在と重要性を確からしめる証拠ができる。したがってこの地域アイデンティティの問題を踏まえて、合併を行うことの意味や影響を議論する必要があるのではないかと思われる。

補注

- (1) 地方分権法 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」平成12年4月1日施行、この法律は「分権一括法」の異名のとおり、地方分権の推進に関する500本近い法律を「一括」して改正する法律である
- (2) 四国新聞 平成13年4月18日「さぬき市への助走」より引用。
さぬき市合併協議会の事務局長を務める長尾町の松原典士総務課長の談として。
- (3) 「地方主権」時代における市町村合併のあり方より引用。高坂晶子
日本総合研究JapanResearchReview (<http://www.jri.co.jp/JRR/1998/199801/JRR199801ps-local.html>)
- (4) 平成13年12月時、総務省調べ
- (5) 編入合併を吸収合併、新設合併を対等合併と呼ぶ事もある。
- (6) 合併協議会とは、合併するかどうかの検討も含め、合併に関するあらゆる事を協議するものである。また合併協議会とは本来地方自治法及び合併特例法の規定に基づき設置されるものを指すが、これの前に基本的な調査や議論をする為に法律に基づかない協議会が設置される場合があり、これを「任意協議会」と呼ぶ。これに対して本来の法律に基づくものが「法定協議会」である。
- (7) 昭和62年に岐阜県徳山町が藤橋村に編入した事例があるが、この事例は徳山町域に於けるダム建設計画に沿ったものであり、本研究の主旨に合わない事例として除外してある。
- (8) ひらがな・カタカナを利用した市町村は昭和35年のむつ市を始めとして、現在7市6町村がある。また成立予定のものとしてさぬき市・東かがわ市・あさぎり町などがあり、今後も増加すると思われる。
- (9) 新市役所として志度町役場の利用する事を決定した第1回合併協議会は平成12年4月に行われた。当時この現志度町役場（さぬき市役所予定）は建設中であった。
- (10) 田無の名は室町期から、保谷の名は江戸期から記録が見られる。
- (11) 通常の場合、市となる人口的な条件は5万人以上である。
- (12) 四国新聞「さぬき市への助走」より引用

参考文献

- 1) 吉村弘(1999),「最適都市規模と市町村合併」,東洋経済新報社
- 2) 山梨学院大学行政研究センター(1998),「分権化時代の広域行政」,公人の友社
- 3) 市町村合併問題研究会(2001),「全国市町村合併地図」,ぎょうせい
- 4) 毎日新聞水戸支局(1989),「検証・つくば合併」
- 5) 「角川日本地名大辞典」編纂委員会(1983),「角川日本地名大辞典27」,角川書店
- 6) 大阪府内務部地方課(1953),「大阪府市町村の沿革」
- 7) 大阪町名研究会(1977),「大阪の町名」,清文堂出版株式会社
- 8) 本間信治(1986),「生き残る上方の地名」,月刊ペン社
- 9) 千葉徳爾(1994),「新・地名の研究」,古今出版
- 10) 谷川健一(1980),「神は細部に宿り給う」,人文書院
- 11) 四国新聞(2001/4/18),「さぬき市への助走」